



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成24年8月1日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）小杉町二丁目開発計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都中央区日本橋室町三丁目1番20号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役社長 藤林 清隆</li> <li>神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8 JX日鉱日石不動産株式会社 代表取締役社長 田畑 行弘</li> </ul>
	指定開発行為の名称	(仮称) 小杉町二丁目開発計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為）・住宅団地の新設（第1種行為） 商業施設の新設（第3種行為）・大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町二丁目地内
	指定開発行為の目的	商業施設及び住宅団地の新設
	指定開発行為の内容	開発区域面積 約20,230㎡ 建築面積 約10,710㎡ 延べ面積 約139,300㎡ 建物高さ 約180m（塔屋等を含む最高高さ約190m） 計画人口（計画戸数） 約3,840人（約1,280戸）
指定開発行為の施行期間	平成25年 5月（着工予定）～平成28年11月（完了予定）	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年8月 1日（水）から 平成24年8月30日（木）まで 時間 午前8時30分～午後5時15分まで （土曜日、日曜日及び祝日は除きます） 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。</li> <li>条例公聴会開催申出書の提出期限：平成24年8月30日（木）まで（郵送の場合は8月30日消印有効）</li> <li>申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。</li> </ul>
申出書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156	

